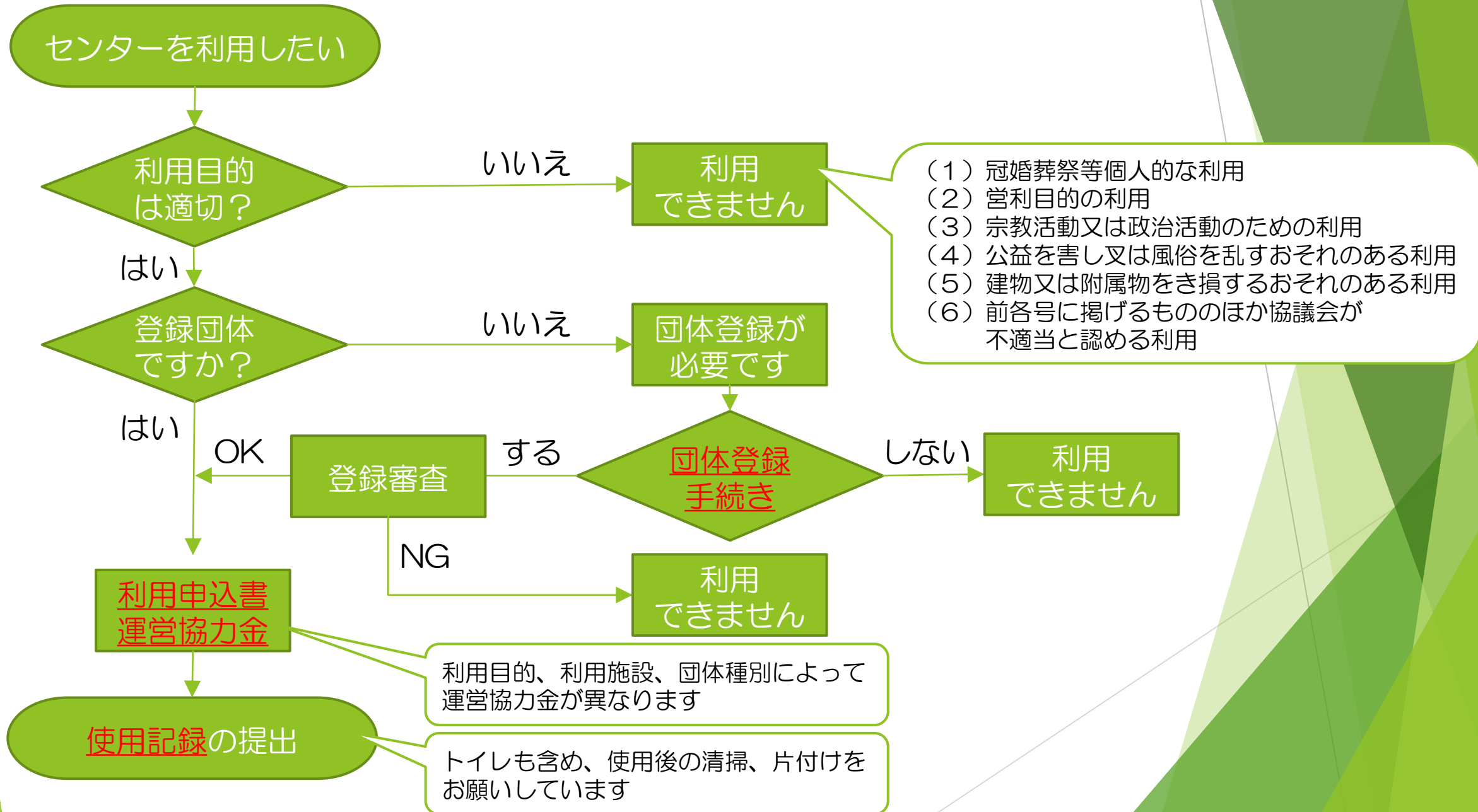


舞多聞地域福祉センター 利用申込について

舞多聞ふれあいのまちづくり協議会
施設管理部会

利用申込の流れ



舞多聞地域福祉センター利用団体登録申込書

新規利用の際に必要となります。また、フォームは変更の可能性があります。

舞多聞地域福祉センター利用団体登録申込書

登録団体名		
活動内容（詳細に）		
協力団体としての登録	希望する	希望しない
代表者氏名		
代表者住所		
代表者連絡先	Phone e-mail	
利用予定人数（参考）	人	

舞多聞地域福祉センター利用規程および舞多聞地域福祉センター利用規程細則を遵守し、責任をもって施設および備品等を大切に扱い、破損した場合は団体が賠償について責任を持つことを約束します。

記入日 令和 年 月 日

代表者氏名 印

切り取り

舞多聞地域福祉センター利用団体登録申込受付票

受付印

下記内容にて舞多聞地域福祉センターの団体登録の受付をしました。
本票は登録団体証の引換券となりますので大切に保管してください。

受付日	令和 年 月 日
登録団体名	

舞多聞福祉センター登録団体証

下記内容にて舞多聞地域福祉センターの利用団体として登録しました。
今後確認させていただく場合がありますので大切に保管して下さい。

登録番号		
登録団体名		
団体区分	協力団体	その他団体

発行日 令和 年 月 日

舞多聞ふれあいのまちづくり協議会 印



舞多聞地域福祉センター利用申込書

利用の際に**毎回**必要となります。また、フォームは変更の可能性あります。

地域福祉センター利用申込書

令和 年 月 日

ふれあいのまちづくり協議会 様

下記のとおり、地域福祉センターの利用を申し込みいたします。
 なお、地域福祉センターの利用規程及び裏面の注意事項を遵守いたします。

申込者 団体名

氏名

住所

電話番号 (— —)

生年月日 年 月 日

利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
利用目的	
責任者氏名	
利用者数	人
利用施設	
利用設備	電気・ガス・水道・机・椅子・()
備考	

裏面に注意事項を記載しています。

※協議会記入欄

運営協力金 取扱者氏名

免除

円 (月 日 領収)

地域福祉センター 利用承認書兼運営協力金 領収書

様

下記のとおり、地域福祉センターの利用を承認いたします。
 また、運営協力金を確かに領収いたしました。

令和 年 月 日

ふれあいのまちづくり協議会

取扱者氏名 _____ ㊞

利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
利用施設	
運営協力金	円
備考	

裏面に注意事項を記載しています。

きりぎり線



舞多聞地域福祉センター使用記録

利用の際に**毎回**必要となります。また、フォームは変更の可能性があります。

使用記録			
使用施設	地域活動コーナー 北側・南側・全室 洋室 A 洋室 B 洋室全室 A+B 調理コーナー		
使用団体		人数	人
使用日時	年 月 日 ()	午前 ・ 午後	: ~ :
連絡先	代表者名 :	電話番号 :	
確認事項	チェック欄		
	机、椅子の片付けはしていただきましたか？		
	掃除機をかけていただきましたか？		
	トイレの清掃はできていますか？		
	照明・エアコンのスイッチはOFFにしていただけましたか？		
	ゴミは各自持ち帰りをお願いします。ゴミは残っていませんか？		
戸締りはしていただきましたか？			

使用記録			
使用施設	地域活動コーナー 北側・南側・全室 洋室 A 洋室 B 洋室全室 A+B 調理コーナー		
使用団体		人数	人
使用日時	年 月 日 ()	午前 ・ 午後	: ~ :
連絡先	代表者名 :	電話番号 :	
確認事項	チェック欄		
	机、椅子の片付けはしていただきましたか？		
	掃除機をかけていただきましたか？		
	トイレの清掃はできていますか？		
	照明・エアコンのスイッチはOFFにしていただけましたか？		
	ゴミは各自持ち帰りをお願いします。ゴミは残っていませんか？		
戸締りはしていただきましたか？			

利用者には義務があります。
(利用規定 第6条)

そのため、トイレも含めて使用後の清掃、
片付けをお願いしています



舞多聞地域福祉センター利用規程 ①

(目的)

第1条 この規程は”舞多聞ふれあいのまちづくり協議会”(以下「協議会」という)が、神戸市より管理委託を受けた”舞多聞地域福祉センター”(以下「センター」という)の利用について必要な事項を定める。

(施設)

第2条 センターは、地域の福祉活動・交流活動のための機能を備えるものとする。

(開館時間及び休館日)

- 第3条
- 1 センターの開館時間は、次の通りとする。
 - (1) 通常の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - 2 センターの休館日は、次の通りとする。
 - (1) 月曜日・火曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 年末年始(12月28日から翌年1月5日まで)
 - 3 協議会委員長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時の開館及び開館時間の延長、または休館することができる。

(利用申込)

第4条 センターを利用するときは、利用責任者を定め利用申込書に必要事項を記入の上、センター受付に申請し、その承認を得るものとする。

舞多聞地域福祉センター利用規程 ②

(利用の禁止)

第5条 センターの利用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止する。

- (1) 冠婚葬祭等個人的な利用
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教活動又は政治活動のための利用
- (4) 公益を害し又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 建物又は附属物をき損するおそれのある利用
- (6) 前各号に掲げるもののほか協議会が不相当と認める利用

(利用者の義務)

第6条 センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物及び附属物を傷つけないように注意すること。
- (2) 器具、備品等を大切に扱うこと。
- (3) 火気の取扱いに注意すること。
- (4) 騒音等により、他の利用者又は周辺住民に迷惑をかけないこと。
- (5) 利用後は、電気・ガス・水道の元栓を閉じること。
- (6) 利用後は、整理清掃しゴミ等は利用者で処分すること。
- (7) 利用責任者は、利用後速やかに利用が終了した旨を受付に報告し、利用した施設管理者（管理当番）の点検を受けること。

舞多聞地域福祉センター利用規程 ③

(鍵の保管)

第7条 協議会は、鍵の管理保管者を別途定めるものとする。

(利用の賠償責任)

第8条 センターの利用者は、自己の責任に帰すべき事由により、建物又は附属物等を破損又は汚染したときは、自己の責任により速やかに原状に復するか、若しくは修繕等の費用を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する

舞多聞地域福祉センター利用規程細則 ①

(目的)

第1条 この細則は、舞多聞地域福祉センター(以下「センター」という。)利用規程に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第2条 センターの利用にあたっては事前に協議会の承認を得て登録団体とならなければならない。センターの利用承認は申し込み受け付け順とする。

(利用申込の期日)

第3条 センターの利用申し込みは、利用しようとする日の2ヶ月前の同日から受け付ける。
(2ヶ月前の同日が月末で該当日のない場合は翌月初日からとする)
市・区の行事および舞多聞ふれあいのまちづくり協議会(以下「協議会」という)とその構成団体および協力団体の利用については2ヶ月以前でも受付することができる。

舞多聞地域福祉センター利用規程細則 ②

(利用承認の取消)

第4条 センターの利用承認後でも、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消すことがある。場合により登録団体の資格を取り消すことがある。

- (1) 冠婚葬祭等個人的な利用
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教活動又は政治活動のための利用
- (4) 公益を害し又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 建物又は附属物をき損するおそれのある利用
- (6) 工事等により施設が利用由来なくなった場合
- (7) 災害等により避難所として利用する場合
- (8) 協議会主催の行事を行う場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認めた場合

(運営協力金の返還)

第5条 前条の各号のいずれかに該当し承認の取消を行った場合及び利用日に利用がなかった場合は、納入済の運営協力金全額を返還する。ただし、利用しない旨を前日までに申出がないときは、当日の利用がなかった場合においても、納入済みの運営協力金は返還しない。

舞多聞地域福祉センター利用規程細則

③

(利用料金)

第6条 運営協力金は、以下の運営協力金表に定める金額とする。

運営協力金表

利用者区分	室名	午前		午後	
		9:00	12:50	13:00	16:50
構成団体 および 協力団体	洋室 1	1,000 円		1,000 円	
	洋室 2	1,000 円		1,000 円	
	洋室 全室	2,000 円		2,000 円	
	調理コーナー	1,500 円		1,500 円	
	地域活動コーナー南	1,000 円		1,000 円	
	地域活動コーナー北	1,000 円		1,000 円	
	地域活動コーナー全室	2,000 円		2,000 円	
その他団体	洋室 1	3,000 円		3,000 円	
	洋室 2	3,000 円		3,000 円	
	洋室 全室	6,000 円		6,000 円	
	調理コーナー	4,500 円		4,500 円	
	地域活動コーナー南	3,000 円		3,000 円	
	地域活動コーナー北	3,000 円		3,000 円	
	地域活動コーナー全室	6,000 円		6,000 円	

(注) 使用する光熱水費は上記料金に含むものとする。

舞多聞地域福祉センター利用規程細則 ④

(利用料金の免除)

第7条 センターの利用にあたって、次の各号いずれかに該当するときは、運営協力金を免除する。

- (1) 市及び区の行事に利用する場合
- (2) 協議会主催の会議及び行事に利用する場合
- (3) その他協議会が免除を認めた場合

(その他)

この細則は、必要に応じ役員会の過半数の同意により、改正することができるものとする。ただし、改正した内容及びその理由を次の総会で報告し、承認を得なければならない。

附則 この細則は、令和2年5月31日から施行する。